

生活支援サービス重要事項説明書

1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先		
事業者の名称	フリガナ ファミリー・ホスピスカブシキガイシャ	
	ファミリー・ホスピス株式会社	
事業者の所在地	〒100-0005	
	東京都千代田区丸の内3丁目3番1号	
事業者の連絡先	電話番号	03-6368-4160
	FAX番号	03-6368-4161
	ホームページアドレス	http://family-hospice.com/
事業者の代表者名	代表取締役 高橋 正	

2. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先		
事業主体の名称	フリガナ ファミリー・ホスピスカブシキガイシャ	
	ファミリー・ホスピス株式会社	
事業主体の主たる事務所の所在地	〒100-0005	
	東京都千代田区丸の内3丁目3番1号	
事業主体の連絡先	電話番号	03-6368-4160
	FAX番号	03-6368-4161
	ホームページアドレス	有 http://family-hospice.com/
		無
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名	高橋 正
	職名	代表取締役
事業主体が行っている主な事業等	ホスピス事業、介護保険指定事業、高齢者住宅運営	

3. 住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先		
住宅の名称	フリガナ ファミリー・ホスピスカタクラハウス	
	ファミリー・ホスピス片倉ハウス	
住宅の所在地	〒192-0914	
	東京都 八王子市片倉町451番10	
住宅の連絡先	電話番号	042-638-0095
	FAX番号	042-638-0097
	ホームページアドレス	http://family-hospice.com/
住宅の管理者名		
住宅の開設年月日	2023年9月1日	
居住の契約方式	普通賃貸借契約	

4. 生活支援サービスの内容

生活支援サービスに関する方針等

ご入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、以下の基本サービスを提供いたします。
ご入居者が介護や医療を必要とする場合は、円滑に介護サービスや医療サービスを受けられるよう、介護事業所や医療機関と連携を図ります。
なお、介護事業所や医療機関と連携する場合にも、ご入居者は、連携先以外のサービス事業者のサービス（介護保険サービス、医療サービス等）を自由に選択することができます。

住宅で対応できる医療的ケアの内容

点滴、胃ろう、たんの吸引、在宅酸素、パルーンカテーテル、ストマ、インスリン注射等の医療行為が必要な場合は、主治医に相談し指示のもと訪問看護事業所に対応を行います。

基本サービス（入居者様全員が受けるサービスです。）

サービスの種類	料金（税込）	（提供方法・提供者）
状況把握（安否確認）	22,000円／月額	・一日一回以上、各住戸に住宅職員が伺い安否の確認を行います。また、ご入居者様（ご家族様）とご相談の上、必要に応じて状況の把握・安否の確認を行います。 ※提供者：ファミリー・ホスピス片倉ハウス職員
生活相談		・日常生活を送る中で、お困りのこと、介護度が重くなった場合のご不安等について、住宅職員がご相談をお受けします。 ※提供者：ファミリー・ホスピス片倉ハウス職員
緊急時対応		【9時～17時】 各住戸のベッドサイド、トイレ、浴室に設置してある緊急通報ボタンを押していただければ事務室及び住宅職員が携帯しているPHSにて通報を受信の上、住宅職員が駆けつけ必要な対応（状態の確認、看護職員・医療機関・家族等への連絡等）を行います。 ※ファミリー・ホスピス片倉ハウス職員 【17時～翌9時】 併設の訪問看護事業所の職員が通報を受信し、必要に応じて住宅職員として駆け付け上記と同様の対応を致します。 ※訪問看護ファミリー・ホスピス片倉看護職員

上記以外の生活支援サービス等
(本住宅では以下のサービスを入居者様に選択していただくことができます。なお、入居者様の希望により、他のサービス事業者を利用することもできます。)

サービスの種類	料金（税込）	（提供内容・方法・提供者）
食事の提供サービス	864円／日	・食費は月単位での請求となります。 ・食費：864円／日〔朝食216円、昼食324円、夕食324円〕 ・朝食は8時～9時、昼食は12時から13時、夕食は17時00分～18時00分まで。 ・食事は、住宅内の厨房にて専属の調理員により調理いたします。 ・食費は1日単位のカウントになりますので、1食提供から1日分の料金を頂きます。 ・キャンセル、変更等は提供される日の2日前17時までにお知らせ下さい。それ以降のキャンセルについては、キャンセル料（実費）が発生してしまいますので、お気をつけ下さい。 ※消費税軽減税率制度における飲食料品の提供については、1食につき税別640円以下で、その累計額が1日1,920円に達するまでの食費が該当し、軽減税率（8%）が適用されます。当住宅では、1日あたりの清算のため軽減税率は適応されません。 ※提供者 調理等：清島食品職員 提供（配膳、下膳）：ファミリー・ホスピス片倉ハウス職員
ファミリー・ホスピス らいふプラン作成費	220,000円 (初回のみ)	入居後の生活をサポートしていくためのらいふプランの作成費になります。必要時に更新をさせていただきますが、費用は初回作成時のみでその後は費用はかかりません。 日本看護協会が認定されたホスピスケアのエキスパート（がん看護専門看護師、緩和ケア認定看護師など）や緩和ケア病棟で実践の経験を持つ看護師やALS等の難病患者の臨床経験を持つ理学療法士等のリハビリ職が作成に携わりケアプランを揃えます。 費用には初回ヒアリングや入居前・入居開始後のヒアリング、各所への連絡調整、プランの取り纏め等が含まれますが、サービス費用は含まれておりません。 ※提供者：ファミリー・ホスピス片倉ハウス職員

医療連携の内容

協力医療機関	1	名称	医療法人社団芳雄会 多摩ファミリークリニック
		住所	東京都多摩市落合一丁目18番地8
		診療科目	内科
		協力内容	入居者の健康相談等
協力医療機関	2	名称	
		住所	
		診療科目	
		協力内容	
協力歯科医療機関		名称	医療法人高輪会 八王子市歯科
		住所	東京都八王子市狭間町1462-1イトーヨーカドー八王子店3階
		協力内容	入居者の健康相談等

5. 生活支援サービス職員体制

生活支援サービス職員体制等			
生活支援サービス職員			
サービス種類ごとに業務に係る人数を記載してください。	人数	資格・委託先等	
生活支援サービススタッフ	1人	介護職員初任者研修修了者等	
夜間の職員体制	常駐の (☒ 有) ・ 無)	1人	併設の訪問看護事業所に委託

6. 月額利用料の請求及び支払方法

請求方法	
毎月15日までに請求書を送付します。 ・基本サービス…翌月分を当月請求します。 ・選択サービス…当月利用分を月末締にて翌月請求します。	
支払方法	
毎月26日に翌月指定された銀行口座より引き落とし、または銀行振込の方法でお支払い頂きます。	

7. 苦情に対応する窓口等

苦情に対応する窓口等の状況					
窓口の名称	ファミリー・ホスピス株式会社 お客様相談室				
電話番号	03-6368-4160				
対応している時間	平日	9時	00分	～	17時 00分
	土曜	時	分	～	時 分
	日曜	時	分	～	時 分
	祝日	時	分	～	時 分
定休日	土、日、祝日				
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応					
具体的な対応	本契約に基づき、生活支援サービス等を入居者に提供した場合に、万一、事故が発生し、入居者の生命・身体等に損害が生じた場合は、速やかに必要な対応及び措置（ご家族への連絡、救急車の呼び出し等）を行います。				
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況					
① あり	実施日				
	結果の開示	1 あり ② なし			
2 なし					

8. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等	
外出・帰宅及びご家族様等の来訪等の時間制限はありません。なお、夜間の外出の際や外泊時は、事前に住宅職員へご連絡下さい。	
共用施設の利用について	
浴室	共用浴室をご使用される場合は、使用時間を事前にお知らせ下さい。
共用キッチン	共用キッチンをご使用される場合は、使用時間を事前にお知らせ下さい。

9. 契約の解除内容等

入居者からの解約		
事由の如何を問わずファミリー・ホスピス片倉ハウス（東京都八王子市片倉町451番10（地番））における賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約も終了します。また、契約期間満了日の30日前までに、入居者または入居者の代理人から書面による契約解除の申し出がない場合、本契約は自動更新され、更新後の契約期間は2年とします。		
契約解約時の連絡先	名称	ファミリー・ホスピス片倉ハウス
	電話番号	042-638-0095
事業者からの解除		
入居者の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。契約解除時には事業者は次の手続を行います。 ①一定の観察期間をおくこと。 ②主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。 ③契約解除の通告について30日の予告期間をおくこと。 ④入居者本人の及び身元引受け人の意思を確認すること。 入居者が正当な理由なく、支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合において、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除することがあります。		

10. 損害賠償責任保険の内容

損害賠償責任保険の加入状況	
☒ 有	☐ 無
（ 事業活動総合保険（あいおいニッセイ同和損害保険会社） ）	

説明年月日

年 月 日

様に対して、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

登録事業者名 ファミリー・ホスピス株式会社

所在地 東京都千代田区丸の内3丁目3番1号

代表者名 代表取締役 高橋 正

説明者氏名

私は上記事業者から、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

署名

生活支援サービス契約書

ファミリー・ホスピス株式会社(以下「甲」という)と _____ 様(以下「乙」という)とは、賃貸借の目的である建物[ファミリー・ホスピス片倉ハウス(東京都八王子市片倉町 451 番 10)](サービス付き高齢者向け住宅)における乙に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結します。

第1条(契約の目的)

甲は、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できるよう、乙に対し、サービス付き高齢者向け住宅における基本サービス(必須サービス)を提供するとともに、乙の希望に応じて、その他のサービス(選択サービス)を提供することを約し、乙は、その対価として第4条に定めるサービス料金を甲に支払うことを約します。

第2条(生活支援サービスの内容)

甲が乙に提供する生活支援サービスの内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書(以下「重要事項説明書」という)に記載します。

第3条(サービス提供の記録)

- 1 甲は、乙の希望により提供する選択サービスについては、月毎にその提供の実績を、翌月15日までに、乙に対し書面により提示し、確認を受けることとします。
- 2 甲は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第19条の規定に基づき、サービスの提供に関する諸記録を作成し、各事業年度終了後2年間保存します。
- 3 乙は、甲において、乙に関する第2項の諸記録を閲覧できます。

第4条(サービス料金等)

- 1 基本サービス(状況把握(安否確認)、生活相談、緊急時対応)の料金は、月額金 22,000 円(税込)とし、1か月に満たない期間のサービス料金については、1か月を30日として日割計算した額とします。
- 2 選択サービスの料金については、重要事項説明書に記載した料金を基に月単位で計算します。

第5条(サービス料金の変更)

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。

第6条(サービス料金の支払)

- 1 第4条第1項に定める基本サービスの料金について、甲は請求書に明細を付して毎月15日までに乙に請求し、乙は、翌月26日までに甲へ口座引落または口座振込の方法で支払います。

第4条第2項に定める選択サービスの料金について、甲は請求書に明細を付して毎月15日までに乙に請求し、乙は、翌月26日までに甲へ口座引落または銀行振込の方法で支払います。

3 乙が月途中で本契約を解除した場合、1か月を30日として日割り計算の方法により甲が精算します。

4 甲は、乙から料金の支払を受けたときは、乙に領収書を発行します。

第7条(有効期間)

1 本契約の有効期間は、本契約成立の日から2年とします。ただし、事由の如何を問わず[ファミリー・ホスピス片倉ハウス(東京都八王子市片倉町 451 番 10)]における賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約も終了します。

2 契約期間満了日の30日前までに、乙または乙の代理人から書面による契約解除の申し出がない場合、本契約は自動更新され、更新後の契約期間は2年とします。

第8条(事業者からの契約解除)

1 甲は、乙の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。

2 前項の場合、事業者は次の手続を行います。

- ①一定の観察期間をおくこと。
- ②主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。
- ③契約解除の通告について30日の予告期間をおくこと。
- ④前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。

3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合において、乙に対し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除することがあります。

第9条(利用者からの中途解約)

乙は、甲に対して、30日の予告期間をおいて文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

第10条(秘密保持)

1 甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。

2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、乙の同意を得るものとします。

3 入居者及びその家族等の個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び八王子市個人情報保護条例(平成16年八王子市条例第33号)を遵守します。

第 11 条(緊急時の対応等)

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要であると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。

第 12 条(賠償責任)

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。

第 13 条(相談・苦情対応)

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

第14条 (連帯保証人)

- 1 連帯保証人(以下「丙」という。)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとします。本契約が更新された場合においても、同様とします。
- 2 前項の丙の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- 3 丙が負担する債務の元本は、乙又は丙が死亡したときに、確定するものとします。
- 4 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、生活支援サービス費の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

第 15 条(重要事項説明確認)

契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

第 16 条(合意管轄)

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、[ファミリー・ホスピス片倉ハウス(東京都八王子市片倉町 451 番 10)]の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

前記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、その 1 通を保有するものとします。

年 月 日

甲(登録事業者)

<住所> 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3 丁目 3 番 1 号 新東京ビル 2 階

<氏名> ファミリー・ホスピス株式会社

代表取締役 高橋 正

<電話番号> 03-6368-4160

ファミリー・ホスピス片倉ハウス

印

乙(契約者)

<住所>

<氏名>

印

丙(連帯保証人)

<住所>

<氏名>

印

極度額：生活支援サービス費、オプションサービス、食費の 24 か月分